



自己搬入するもの

引っ越しなどの一時多量ごみ（一般廃棄物）、犬や猫など小型の死亡動物、また処分を急ぐごみがある場合などは、ごみ出しルールを守って下記のごみ処理施設に直接持ち込んでください。（粗大ごみの場合は料金シールも必要です。）
ごみ処理施設は、焼却するものと埋立てするものなど処理方法によって違います。

ごみ処理施設

焼却処分するごみ

対象：燃やすごみ、死亡動物（下記参照）

桜塚クリーンセンター

東別院町小泉桜塚6-6 ☎27-2120

埋立て処分などするごみ

対象：埋立てごみ、資源ごみ、粗大ごみ

エコトピア亀岡

東別院町大野法華1 ☎27-2123

受付

月曜～金曜日（祝日可、年末年始は除く。）
午前8時30分～11時30分、
午後1時～4時30分

処理手数料

燃やすごみ、コンクリートブロックやレンガなど（こぶし大に割ったもの）は180円/10kg。
燃やすごみは長さ50cm以下、太さ10cm以下にして持ち込んでください。

粗大ごみは→12☎参照

※燃やすごみ・埋立てごみについては、指定ごみ袋に入れて搬入されたものは、上記の処理手数料は必要ありません。
また、資源ごみについては、手数料は必要ありません。



「死亡動物」の搬入方法

犬や猫など小型の死亡した動物は、ごみ処理施設で焼却処分します。1体1,200円です。

対象：50cm角の段ボール箱に入る動物（15kg程度）

※上記サイズの段ボール箱に入らないものは、自己所有の土地に埋めるか民間のペット葬祭場などをご利用ください。

◎死骸は、ビニール袋などに入れ、50cm角程度の段ボール箱におさめる。

◎首輪や副葬品などは絶対に入れない。

※自己の管理地で野良犬、野良猫などが死んでいたときは、上記の方法で梱包の上、収集車両が寄り付ける道路脇まで出し、桜塚クリーンセンターに電話してください。

